

中華民国期の四川省豊都県における 地方行政制度の歴史的変遷についての一考察 —1912年～1949年—

今 井 駿

はじめに

私は中華民国期の四川省についての基礎的研究の一環として、県政府および区郷以下の行政機構の具体的な在り方や税負担、財政の実態等に、かねてより深い関心を抱いてきた。しかし、これまでの史料蒐集の過程では、防区制の時期や日中戦争時期についての断片的な史料しか入手できなかった。ところが、幸運にも私は、1999年に四川省を訪ねた折に、『豊都文史資料』第3輯（1987年3月）に、殷汝南という人が整理した2つの文献、「民国時期豊都県政権機構簡況」（以下、「殷1」と表記）と「民国時期豊都県区郷政権機構変化簡況」（以下、「殷2」と表記）が掲載されているのを見ることができた。また、同誌の第4輯（1987年10月）には、陳慶根「豊都県1912年至1949年財政金融概況」（以下「陳」と表記）が掲載されている。この3つの文献はいずれも、中華民国の樹立の時点から1949年の中華人民共和国の樹立までの変遷を整理・紹介しており、はなはだ貴重なものである。更に同誌第7輯（1990年9月）には、同じ殷汝南が「建国初期豊都県区郷政権機構設置簡況」（以下、「殷3」と表記）を寄稿している。これは、1949年から1966年の「文化大革命」の直前までの区・郷・人民公社の変遷を述べているが、県政府については触れる所が無い。帰国して調べて見ると、これらの文献は、1991年10月に四川科学技術出版社から出版された、四川省豊都県地方志編纂委員会編『豊都県志』のための準備作業の一環として位置づけられるものであることが判明した。しかし、これらの文献を『豊都県志』（以下、「県志」と表記）と対照して見ると、両者の間に記述の異なる部分が散見される。また、以上4つの文献には記されていて県志には記されていないことや、その反対の事実もあることが分かった。この小論は、以上の諸資料に依拠して、中華民国元年以来1949年までの豊都県における地方行政の在り方を、行政機構とその規模、公職者の待遇等について、整理・考察をしたもので

ある。

周知のように、四川省は、1935年の劉湘による四川統一まで、長らく、「防区制」なる軍閥割拠体制の下に置かれていた（防区制の形成は1916年の「護国戦争」を端緒とし、1919年に決定的なものとなった）。この間全省に、実質はともかく、形式的に同一の地方行政機構が施行されていたのかどうか、はっきりしたことは分からない。それ故、豊都一県についての事例から全省について推し量ることには、多少問題があるかもしれない。しかし、1911年から1945年までを通して、一県の地方行政や財政の変遷をたどれるような資料は、県志の出版が盛んな今日でも、なかなか得難いものではなかろうか（管見するところでは、県志の多くが、当然ながら、革命後の時期に力点を置き、民国時期についての情報は乏しい）？ もちろん、中華民国期の地方行政制度史に関する書物は中国にも「台湾」にもたくさんあるはずだから、照らしてみれば、豊都の事例は、特に1935年の四川統一以後については、周知の事実を再度なぞるだけのことにしかならない恐れはある。しかし、少なくとも、1935年以前については、中央政府の法令や制度が四川省や各防区にまで、そのまま浸透していたのかどうかを疑ってみる必要がある。この点は、北洋政府の時代はもちろん、初期南京政府の時代の中央政府の統制力を想起してみれば明らかであろう。また、たとえ、既知の事実をなぞることになるにしても、それは中央政府が発令した法令や制度が紙の上だけのことではなかったことを実証することになり、とかく制度史研究が陥り易い、中央政府の法令を蒐集することを中心にした研究を補う意義もあるかとも思う。

ちなみに、豊都県は明の洪武13年（1380年）以来「鄆都」と書かれてきたが、1958年3月に周恩来一行が視察に訪れた際に、周の指示で「豊都」＝「丰都」と表記するようになった（発音は同じ）。同県は重慶の東172キロに位置し、西を涪陵県、東を忠県ならびに石柱県と接しており、長江の両岸にまたがって存在するが、県城は長江の左岸にある。前漢の王方平、後漢の陰長生が同県の名山において修業の末に仙人になったとの伝説があり、2人の姓を取ると「陰王」＝閻魔大王を意味する所から、「鬼城」との異称を持ち、道教の聖地の一つとされている。三峡ダム完成の折には、街の大半が水底となり、名山の建物は残るが、街は対岸に目下建設中である。

凡 例

小論では、①典拠や「注」を（ ）で括り本文中に施した。但し、②長文の注については「*」を文章に振り、適宜文章の切れ目に記した。③直接に上記の5つの資料には述べられていない事項は、筆者の知見によるものであるが、煩雑になるので、周知の事実と思われる事柄については、逐一典拠を示さなかった。④役所や役職の名称等については、原則として原文を表記し、[]内に翻訳を施した。但し、⑤翻訳の都合により、原文を[]内に入れた場合もある。また、⑥[]は翻訳を施して引用する時に、ことばを補足するためにも使っている。最後に、⑦年次は全て西暦で表記した。

第1章 県署、県政府

A. 辛亥革命時期の豊都

周知のように1911年9月25日、武昌蜂起に先立って、王天傑と呉玉章が榮県で清朝からの独立を宣言した。武昌蜂起以後、10月27日に墊江、11月1日に威遠というように、四川各県があいついで独立を宣言した。

豊都が独立を宣言したのは11月23日の朝のことであった。蜂起の中心になったのは、同県の哥老会の首領・秦秀峰、秦香浦、士紳の廬子泉、県署警務長・徐次亨等である。彼らは保路「同志会」の名義で県城外の5個団の壮丁100名を率い、「革命軍」の旗を掲げて独立を宣言し、知県趙某より政権を奪取した。しかし、権力を奪取しても秦秀峰、秦香浦等は「政務が分からず、政治的に無能」なので、以前に雲南の楚雄知府を務めたことのある、豊都出身の郎承誥に政府の主宰を依頼した。こうして、郎を中心に豊都県臨時軍政分部が結成され、重慶の蜀軍政府所轄の57県の1つとなった。まもなく、県政府は豊都県行政公署と名称を改め、郎承誥が初代の知事に就任し、秦秀峰が革命軍を率いて軍事を担当し、徐次亨が県署警務長となった（以上は、殷1、76ページ）。

権力は奪取してみても、政務の運用ができず、旧政権の官僚に政務の指揮を乞わざるをえなかったところに哥老会の弱点があったことが分かる。但し、陳によれば、郎承誥は「同盟会の豊都県責任者」であり、また、初代の徴収課長となった秦炳坤は清末の秀才で、同盟会員だったという（陳、62ページ）。一方、県志の第28篇・「人物」の項には郎承誥の略伝が載っているが（県志660～661ページ）、彼が同盟会員だったとは記されていない。秦炳坤には略伝もない。県志は陳の記述を吟味した結果、採用しないことにしたと思われる。

B. 署（府）の名称、所属政府

1912年1月、豊都県行政公署が樹立された。重慶蜀軍政府（1911年11月22日に樹立）に所属した。同年3月7日、重慶蜀軍政府と成都の大漢四川軍政府が合併し、四川省軍政府都督府が成都に置かれると、4月、豊都県行政公署は、同都督府および川東道宣慰使署に所属した。川東道宣慰使署は翌年、川東道觀察使署と改称され、更に14年には、川東道尹公署と改称された。豊都県はこれらの使署・公署の督察区域に所属した。

1916年、豊都県行政公署は豊都県知事公署と改称され、四川省長公署、東川道尹公署に所属することになった。この東川道尹公署は1930年2月に廃止され、同年6月より（但し、県志「大事記」には7月とある）、豊都県知事公署は豊都県政府と改称され、四川省政府に直属することになった（以上は殷1、77～78ページ）。但し、改称当時の四川は各軍閥の防区に分かれており、豊都県は1927年7月以来、楊森の国民革命軍第20軍に投じて豊〔都〕・墊〔江〕・長〔寿〕三県駐軍指揮官となった陳蘭亭（隣県の石柱出身で土匪上がりの人物である）の支配下にあり、省長・劉文輝の支配は同県には及んでいなかった（匡珊吉・楊光彦主編『四川軍閥史』四川人民出版社、1991年、248ページ）。29年4月に、楊森は劉文輝等との戦いに敗れたが、陳蘭亭は20軍軍長を継いだ郭汝棟の指揮下に入った。その後30年7月以後、豊都県は国民革命軍第21軍軍長・劉湘の配下に入ったが（後掲第1表の「任命機関」欄を参照）、この時陳蘭亭は同軍の辺防軍司令となった（石柱県志編纂委員会編『石柱県志』第32巻人物の「陳蘭亭」の項、600ページ）。陳蘭亭は引き続き従来の駐防地区を管轄していたと思われるが、1937年7月の第一次川康整軍会議では、川康媛靖主任（劉湘）直轄部隊の第44軍（軍長は王讚緒）の163師師長に任命されている（周開慶『四川與対日抗戦』台湾商務院書館、1971年、35ページ）。

1935年2月、劉湘を首席として四川省が統一され、防区体制は解体された。各防区・各県の一切の政務は、統一した四川省政府の支配の下に置かれることとなった。そして同年7月から、豊都県政府は四川省政府治下の四川省第8区行政督察専員公署の督察区域の一県となった（専員公署は酉陽県に設置された）。この体制は1949年11月の豊都県「解放」まで続いた（以上は殷1、77～78ページ）。なお、この間、1939年9月19日に国民政府は「県各級組織綱要」を公布し、1940年元旦から県以下の行政組織の改編を発令した。いわゆる新県制の実施である。しかし、四川省では1940年3月～41年6月、41年7月～41年12月、43年1月～7月の三期に分け、2年半をかけて、ようやく全省137県の改

編を終了した（張俊頤『新県制之研究』正中書局、1988年、130ページ）。

C. 県行政長官の職称と職権

県の最高の行政長官は知事または県長と称された。1912年から1929年までは知事と称され、1930年から1949年までは県長と称された。民国の初期は省政府が知事を任命した。知事または県長は全県の行政を一人で主宰し、民事・刑事の訴訟の最終決裁をも兼務し*、所属機構の職員を指揮・監督して公務を処理した。防区制の時期には、知事や県長は同県を防区とする駐屯軍が任命した（以上は殷1、78ページ）。しかし、後述のように、豊都県に関しては、殷のいうとおりであったようである。しかし、駐屯軍自体が頻繁に交替したから、知事や県長もくるくると変わった。結局、民国の38年間を通じて63人が知事や県長に任命されたが、その任期は長くて3年、短くは1年の内に2～3人、はなはだしくは4～5人が任命されたこともある。

*なお、林大昭・陳有和・王漢昌合著「中国近代政治制度史」（重慶出版社、1988年）、417ページによると、県長が「軍法官」を兼任するようになったのは、1936年3月以降のこととされている。

知事や県長の出身地での任官回避の伝統は、初代知事に担ぎ出された郎承誥の場合を唯一の例外として、49年まで継承された（殷1、78ページ。但し、謝俊美『政治制度与近代中国』上海人民出版社、2000年12月再版、314ページによれば、「任避」の制度は、1906年の官制改革に際して明確に宣布されたという）。以上の63人の姓名、籍貫（出身地）、就任の年、離職の年、任命機関、および離職の形態（罷免、転任等）についての一覧表があるので、以下に引用する。但し、姓名・性別（全て男性）については省略する。

表1 中華民国時代の豊都県の歴代知事または県長一覧

機関	職名	順次	籍貫	就任年月	離職年月	任命機関	備考
豊都県行政公署	知事	初代	四川豊都	1912年		県人の推薦、重慶蜀軍政府の承認	
	"	2	湖北荊門	"		重慶蜀軍政府	免職
	"	3	四川榮県	1913年		四川省行政公署	"
	"	4	四川涪陵	"			この年8月、典獄員が県印保管
	"	5	四川樂山	"			免職
	"	6	四川資中	1914年		四川省民政庁	"
	"	7	江蘇江寧	1915年		"	
	"	8	直隸清苑	1916年		四川省長公署	免職
豊都県知事公署	"	9	四川叙永	"	1917年5月	"	"
	"	10	山西汾陽	1917年	1918年1月		"
	"	11	四川犍為	1918年2月	1918年11月	四川東川道尹公署	"
	"	12	四川隆昌	1918年			"
	"	13	四川瀘県	1919年			"
	"	14	四川樂山	"			"
	"	15	四川中江	"			"
	"	16	四川三台	"		四川東川道尹公署	"
	"	17	四川彭県	1920年			"
	"	18	四川涪陵	1921年		四川省長公署	"
	"	19	四川富順	"			"
	"	20	四川仁寿	1922年			"
	"	21	四川長寿	"			"

機關	職名	順次	籍貫	就任年 月	離職年 月	任命機關	備考
豐 都 縣 知 事 公 署	知事	22	貴州赤水	1922年			免職
	"	23	四川成都	1923年			"
	"	24	湖 南	"		川東边防軍前敵總指揮部	"
	"	25		"		"	"
	"	26	四川涪陵	"			"
	"	27		"			"
	"	28	貴州定遠	1924年			"
	"	29	四川広安	"			"
	"	30	四川閬中	"			"
	"	31	四川西充	1925年			"
	"	32	四川江津	"		四川清鄉鎮邊督粵兼 川防事務督粵公署	"
	"	33	四川永川	"		川康邊務督粵署	"
	"	34	四川中江	1926年		川黔聯軍右路副指揮 李	"
	"	35	四川南川	"		"	"
	"	36	四川蒼溪	"		討賊聯軍第一路軍第 三梯團總司令魏	"
	"	37	四川双流	"		討賊聯軍第一路軍總 司令楊	"
	"	38	四川成都	1927年		"	"
	"	39	四川広安	"	1927年 10月22日	国民革命軍第20軍川 夔边防司令楊	"
	"	40	四川犍為	1927年 12月23日	1928年 4月10日	"	"
	"	41		1928年 4月21日	1928年 5月2日	"	"
"	42		1928年 5月3日	1928年 5月29日	国民革命軍20軍長郭	"	
"	43		1928年 5月30日	1928年 6月17日	国民革命軍20軍川夔 边防司令楊	"	

機関	職名	順次	籍貫	就任年月	離職年月	任命機関	備考
豊都県知事公署	知事	44	四川南充	1928年 6月18日	1928年 9月5日	国民革命軍20軍川夔 辺防司令楊	免職
	代理知事	45		1928年 9月6日	1928年 12月30日		"
	知事	46	四川榮県	1929年 1月1日	1929年 2月24日	国民革命軍20軍第3師 長陳	"
	"	47	"	1929年 2月25日	1929年 10月21日	国民革命軍20軍軍長 郭	"
	"	48	四川忠県	1929年 10月22日	1930年 7月6日	"	"
豊都県政府	県長	49	四川涪陵	1930年 7月7日	1931年 6月29日	国民革命軍21軍軍長 劉	"
	"	50	四川江北	1931年 6月30日	1933年 2月20日	"	転任
	"	51	江西臨川	1933年 2月21日	1934年 8月5日	"	忠県県長に転任
	"	52	四川永川	1934年 8月6日	1935年 10月15日	"	省政府に転任
	"	53	四川榮山	1935年 10月16日	1936年 7月31日	四川省政府主席劉	匪賊鎮圧に無能なるを以て免職
	"	54	貴州都匀	1936年 8月1日	1937年 11月30日	"	合川県長に転任
	"	55	四川南充	1937年 12月1日	1937年 11月30日マ	"	転任
	"	56	四川江北	1938年 8月1日マ	1939年 4月14日	四川省政府主席王	アヘン禁止政策に務めず、免職
	"	57	四川名山	1939年 4月15日	1940年 8月16日	"	アヘン禁止法違反にて免職処分
	"	58	四川井研	1940年 8月16日	1943年 2月15日	四川省政府主席張	邛県県長に転任
	"	59	四川峨眉	1943年 2月16日	1944年 8月	"	江北県県長に転任
	"	60	安徽	1944年 8月28日	1947年 3月21日	"	免職
	"	61	江蘇江安	1947年 3月22日	1948年	"	涪陵県長に転任
	"	62	四川彭県	1948年 4月	1949年 9月	"	免職
	"	63	四川威遠	1949年 9月	1949年 11月	"	豊都解放前夜に逃亡

『豊都文史資料』第3輯、79～84ページ

以上の表に見られるように、知事公署時代の内、特に1918年～25年の間には、任命機関の不明な者が多い。また、いつ解任されたのかも不明であり、在職期間が明らかでないが、免職された事だけは確実な者が多い。当時彼らに課せられた任務は、殷汝南のいうように、軍糧・軍款を集めることが主で、行政や民衆の「慰撫」などはそっちのけであった（殷1、78ページ）ようだ。劉湘の21軍防区に編入された1930年以後になると、県長の任期は比較的にな長くなった。県長の交替にも、理由が示され、他県や省政府に転任した者もいたことが分かる。21軍の下で行政機構が実質的な統治機構として、ある程度機能し始めたことをうかがうことができる。

なお、全国的には1932年12月の第二次全国内政会議で「実行県長久任並嚴禁濫荐以期政治修明案」が決議され、任期未満の県長の移動については中央政府内政部の承認が必要とされるようになった（林大昭等、前掲書416ページ）。30年以後の任期の比較的な長期化は、あるいはこの影響があるかもしれないが、防区制解体以前については、中央の統制は県長の人事にまでは及ばなかったと思われる。なお、林等によると、県長は試補期間1年、実任期間3年とされていた（同前）。

在職期間の最長は60代目の県長で、日中戦争終結を挟んだ2年5ヵ月に及んだが、免職の理由は定かでない。在職期間の最短は、記録の範囲内では41代知事の11日間である（42代知事の18日、46代知事の26日などがこれに続くが、この時期は20軍の楊森と21軍の劉湘とが川東の防区をめぐって戦争をしていた時期である）。

最後に、出身地では四川省の人物が44人、69%と圧倒的な割合を占めている。

第2章 県署、県政府の事務機構の変遷

この変遷については最初に、殷氏が作成した「辦事機構増減明細表」を紹介することから始めよう。但し、①県志 397～399 ページの記載で、より詳細に分かる事実を加筆し（半角文字を使用した場合もある）、②県志と記述が異なる事柄については、*印を付けて県志の記載事項を注記し、該当事項についての殷氏の原文には下線を引く。なお、③この形式は、殷氏の設けた年度欄の枠を越えても、適用される。

表2 1912年～1949年までの県事務機構の変遷

年度	名称	事務機構の名称	事務機構上の職務と配属職員	備考
一九一二年～一九一七年	豊都県行政公署	内設 行政股 民事股 刑事股 外設 徴収局 地方税収所 勸学所 *団練総局（県志によれば1917年に設置）	各股に主任を設ける 各股に、師爺、主稿員、粵事員を配置して公務を処理する 局に局長を設ける 所に所長を設ける *団練総局に局長を置く	勸学所は清の宣統年間に成立、民国初期はこの旧制を継承
一九一八～一九二四年	豊都県知事公署	内設 行政股 民事股 刑事股 外設 徴収局 地方収支所 勸学所 <u>団練局</u>	<u>1920年に団練局を新設、正副局長各1人を置く</u> その他の機構は前どおり	
一九二九年	豊都県知事公署	内設 総務科 民事股 刑事股	科に科長、局に局長を置き、[配下の]全機関の政務を総理する	

年度	名称	事務機構の名称	事務機構上の職務と配属職員	備考
一九二九年	豊都県知事公署	外設 * 財政局 税務局 実業局 教育局 財務局		
一九三〇年	豊都県政府	内設 総務科 司法科 外設 教育局 建設局 財政局 団務局	科に科長、局に局長を置き、政務を総理すると共に、科員、雇員、事務員を配置して各項の公務を処理する。科長・局長は県長が合格人員[適格者]を選抜し、政府[上級政府? 21軍本部か?]に委任を要請する	県署を県政府と改称し、事務部門は[県政府]組織法に従って改革した
一九三二〜一九三四年	豊都県政府	内設 総務科 司法科 教育科 財政科 建設科 外設 団務委員会	5つの科に科長各1人を置く団務委員会に委員長1人を置き政務を主管する 別に、各科科員、雇員、辦事員等を配置して公務を処理する	1932年、上級機関の司令により、裁局併科[局を廃止し科に合併]し、新しい機構を設ける
一九三五〜一九三六年	豊都県政府	秘書室 第1科(民政) 第2科(財政) 第3科(教育、建設) 外設 徴収局 保安大隊	* 秘書室に秘書、助理秘書を各1人(秘書1人)、各科に科長1人を置き、科員、雇員、辦事員を配置する * 県政府の公職人員の総計は48人(84人)	1935年7月1日、事務機構を改組し数字の順序で命名し、元の5つの科を1室3科とし、教育・建設を1つの科に合併

年度	名称	事務機構の名称	事務機構上の職務と配属職員	備考
一九三六〜一九三九年	豊都県政府	秘書室 第1科 第2科 第3科 兵役科 38年に新設 禁煙室 38年に新設、39年に禁煙科 司法処 36年に新設、39年に撤廃 合作指導室 37年に新設 警佐室 徴収局 団務委員会 37年、保安大隊を改組 軍法承審室 38年に新設	公職人員の設置は上欄に同じ 1938年12月現在の、県政府の公職人員の総計は55人	司法処は1936年に増設、1937年に合作指導室を設置、保安大隊は再度団務委員会と改称。1938年に兵役科、禁煙室を増設
一九四〇年	豊都県政府	秘書室 民政科 旧第1科 財政科 旧第2科 教育科 旧第3科 建設科 旧第3科 軍事科 禁煙科 合作指導室 団務委員会 警佐室 軍法室 会計室	1940年12月現在の、県政府の公職人員の総計は72人	1940年に新県制を実施、科は番号順の表記を改め、民、財、教、建の4科を実名で呼ぶ。兵役科は軍事科と改称、9月に会計室を増設
一九四一年	豊都県政府	秘書室 民政科 財政科 教育科 建設科 軍事科 社会科 粮政科 会計室 統計室 軍法室 外設 警察局 団務委員会	秘書、科長、主任、指導員、警佐を設け、各機構の公務を総理する 県政府の公職人員の総計は83人。その内、秘書室所属が24人	この年、社会、粮政の両科と統計室を設置

年度	名称	事務機構の名称	事務機構上の職務と配属職員	備考
一九四二～一九四四年	豊都県政 府	秘書室 民政科 財政科 教育科 建設科 社会科 粮政科 地政科 会計室 合作室 軍法室 統計室 外設 警察局 国民兵团務委員会	官を設け、員を設けるのは上欄と同じ 1944年12月現在の、県政府の公職人員の総計は84人。その内、秘書室所属が23人1943年に軍事科を廃止し、国民兵团部に吸収	1944年に地政科を新設
一九四六年	豊都県政 府	秘書室 民政科 財政科 教育科 建設科 社会科 地政科 統計室 会計室 *兵役科 戸籍室 合作室 警察局 <u>兵役室</u>	官を設け、員を設けるのは上欄と同じ 県政府の公職人員の総計は82人。その内、秘書室所属が22人 *県志によれば、45年に兵役科を増設	
一九四七年	豊都県政 府	秘書室 第1科 (民政) 第2科 (財政) 第3科 (教育) 第4科 (建設) 第5科 (社会) *第6科 (兵役) 合作室 会計室 統計室 警察局	官を設け、員を設けるのは上欄と同じ 県政府の公職人員の総計は75人に減少。その内、秘書室所属が26人 <u>第6科 (役政、治安)</u> 、とあり	命令により、科名を番号で表示

年度	名称	事務機構の名称	事務機構上の職務と配属職員	備考
一九四九年	豊都県政府	秘書室 第1科 第2科 第3科 第4科 第5科 合作室 会計室 統計室 警察局	*削減対象者に2ヵ月分の給与を支給して、県政府人員の10%の削減を計画するも、実施の途中で人民解放軍が入川し、県長は威遠県に逃亡	この年10月第6科の政務を廃止し、第1科に吸収11月末、県長は密かに逃亡、政府機構は倒壊。12月は新たな人民政府が各部門を接收・管理

表1に同じ、92～96ページ

以上の表2によって、あらかたの機構の変遷は示されているが、若干の補足を殷汝南の本文や県志と、私の少しく知る所をもって補えば以下のとおりである。

A. 「内設」「外設」の区別について

1929年の欄で、「外」に財務、税務、実業、教育の各「局」を設けたとあり、翌30年では、「外」に教育、建設、財政、団務の各「局」を設けたとあるが、1932～34年の欄では、総務、司法、教育、財政、建設の5「科」が「内」に設けられている。この「内」「外」の区別について、殷の本文にも県志にも詳しい説明がないが、『四川月報』第3巻第3期（1933年9月号G1ページ）所掲の「21軍戍区各県県政概況」（以下、「概況」と表示）によって補足すると以下のとおりである。

まず、この「概況」には注があり、その①には、「教・建・財の各科は元は局だったが、節約のため民国21年4月に科に改めて、県政府に入れた」と記されている。下線を施したように、元来は「外」にあったからこそこのような表現になるのだ、と考えるのが道理である。

第2に、「局」つまり「外」とは、省の直属機関であるかまたは、民間の自治組織で、郷紳層が支配し、県長の監督のもとにおかれたが、とはいえ、人事の任免、実務や会計等は県政府から独立していたと思われる。だが、その理由を

述べる前に、この「概況」の論述形式を紹介しておかなければならない。

「概況」は、(1) 県政組織、(2) 自治機関、(3) 法定団体、(4) 特設機関、(5) 議事機関、(6) 兼理司法、の6項目に分けられ、これに注が3条付けられている。

以上のような諸項目において、団務委員会は「(4) 特設機関」の最初に挙げられているのである。そしてそこには、団務委員会は1926年に「全県団務の最高機関として設置され、県長が委員長を兼任し、別に県の紳士1人を副委員長、委員3人を設けて、総務・文牘〔文書〕・収支〔会計〕を担当させた。また「督練部を附設した」と記されている。

このような傍証に基づいて、上述のような推察をした次第である。

但し、「(1) 県政組織」の項では、県長の下に秘書1人、総務、教育、建設、財政の各科長が置かれていたと書かれている。表2に「秘書室」が登場するのは35年からである。万事が21軍本部の規定どおりではなかったことも分かるが、その後の表2を見ても、外設機関は局か委員会であり、内外の区別の基準は上述のようなものであったと考えよい。

また、特設機関とは別に、「(6) 兼理司法」の項には、①承審員〔裁判官〕。各県3人以下で、21軍本部または県長より委嘱する、②管獄員〔典獄〕1人、③書記員1～3人、④録事〔記録員〕2～5人、⑤承発吏〔執達吏〕4～6人、⑥司法警察は政務警察が兼任する、⑦検屍吏〔検屍官〕1～2人、以上7種の役人が挙げられている。誰が「兼理」するかとは明記されていないが、県長以外は考えられない。そこで、次にはこの司法機構について検討してみよう。

B. 司法機構について

上には、「概要」における司法のありようを紹介したが、表2の1932～34年の欄の「司法科」には、以上の人員(9～19人)も含まれていたと考えられるが、人員については、後で問題にしたい。さて、表2の1935～36年の欄では「司法科」が消え、36～39年の欄では「司法処」が現われる。40年の欄にも「司法」の語は見えない。代わって「軍法室」が登場し、1944年までは存続した。以後は「法」の字すら消えてしまう。県以下の司法制度については不明な点が多いが、県志「公安司法」篇の第3章「法院」には以下のように記されている(県志、468～469ページ)。

民国の初期は司法の案件は知事が審理した。

1927年、「政法一統制」を実行し、知事が司法を兼務し、承審員を設けて、知

